

農薬販売業者各位

三重県農林水産部長

インターネットのフリーマーケットサイト等における農薬の販売について  
(通知)

平素は、農薬行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

このことについて、別添のとおり東海農政局消費・安全部長から周知依頼がありましたので、ご了知のうえ、下記のとおり引き続き、法令遵守いただきますようお願いいたします。

記

1 農薬を販売する者（農薬の登録を受けた製造者又は輸入者が登録農薬を販売する場合を除く。以下「販売者」という。）は、販売を開始する日までに、その販売所ごとに、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、届出を行うことが義務付けられています（法第17条）。

この際、インターネットを利用して農薬を販売する場合等、販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を「販売所の所在地」として届出を行うこととされています（農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）別記様式第13号の備考参照）。このため、例えば、特設事務所を構えずにインターネットを利用して農薬を販売する場合であっても、当該販売者の住所地を管轄する都道府県知事に対し、届出を行う必要があります。

2 以下の農薬の販売は禁止されています。

(1) 容器又は包装に登録番号等の表示のない農薬（特定農薬を除く。）（法第18条第1項）

(2) 農薬の登録を受けていない者により製造又は加工（小分けを含む。）された農薬（法第3条第1項及び法第18条第1項）

(3) 農林水産大臣が農薬の登録の取消等に伴い販売を禁止した農薬（法第18条第2項）

3 また、農薬は、時間の経過などにより徐々に物理性が変化したり成分が分解したりすることもあるため、確実な効果を得る等の観点から、農薬の使用者は、容器又は包装に表示された最終有効年月内に農薬を使用するよう努めることとされています

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第2条第2項）。このため、有効期限切れの農薬が使用されることのないよう、販売者に対して、当該農薬を販売しないことを指導しています。

(参考) 農薬の販売（農林水産省ウェブサイト）

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku\\_hanbai.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_hanbai.html)

事務担当： 三重県農林水産部  
農産物安全・流通課 食の安全・安心班 濱口  
TEL：059-224-3154 FAX：059-223-1120